

田辺市ホームページ広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 広告は、広告主の指定するホームページにリンクするバナー広告とし、広告主の事業内容、広告及びリンク先のホームページの掲載内容は、要綱第3条の規定に準ずるものとする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 50 ピクセル×横 200 ピクセル
- (2) 4 キロバイト以内
- (3) G I F 形式
- (4) アニメーションは、可とする。ただし、画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。

3 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」、「はい」、「いいえ」、「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現
- (3) 市の実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、ホームページのトップページとし、掲載する広告の割り付け等については、市が行うものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載は1か月を単位とし、掲載期間は1か月以上12か月以内とする。ただし、1回で申込みできる掲載期間の終期は、掲載開始日の属する年度の末日までとする。

2 広告の掲載開始日は、月の初日とし、掲載終了日は、月の末日とする。ただし、月の初日又は末日が田辺市の休日を定める条例（平成17年田辺市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日を掲載の開始日又は終了日とみなす。

3 広告掲載期間内に、機器の保守作業等によりホームページを閉鎖した場合であっても、掲載期間の延長等は、行わないものとする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠当たり11,000円とする。ただし、1枠の申込みで3か月から5か月までの複数月を申し込む場合は1か月当たり8,800円とし、6か月以上の複数月を申し込む場合は1か月当たり7,700円とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告主は、田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告原稿等を添えて、掲載を希望する期間の初日の3か月前に属する月の1日から、同月の翌月末日までに、市長に提出しなければならない。

(広告原稿の提出)

第7条 前条に規定する田辺市有料広告掲載申込書(様式第1号)に添付するバナー広告の原稿は、CD-R等に記録して提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、広告掲載の可否を決定したとき、その結果を広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 第6条第1項の規定による申込みがあった広告の掲載は、先着により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第9条 広告掲載料は、掲載の決定の通知があった日から起算して、20日以内に全額納入しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年11月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年11月17日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年2月27日から施行する。